

入札監理小委員会における審議の結果報告 東京国際空港場周警備設備等保守業務

国土交通省による東京国際空港場周警備設備等保守業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 3 年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該業務に係る民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 受託事業者、製造会社との業務範囲の明確化

【論点】

別発注の当該機器の製造会社が復旧すべき対象範囲を明確化し、本事業の受託事業者には、上記以外の一次対応に係る業務に限定とした保守業務を委託の対象とすることを明記する必要がある。

【対応】

委託業務の範囲を明確化した。

（資料 4 - 2 実施要項（案） 通し番号 1/177 頁）

2. 業務の引継ぎについて

【論点】

- ・現行事業者から新規受託者への引継ぎが円滑に行われるように国交省が指導し、引継ぎの最終的な責任は国交省にあることを記載する必要がある。

【対応】

引継ぎに係る記載内容を修正した。

（資料 4 - 2 実施要項（案） 通し番号 12/177 頁）

3. 情報の開示について

【論点】

- ・緊急、特別点検の発生件数の実績を記載する必要がある。

【対応】

実績を追記した。

（資料 4 - 2 実施要項（案） 通し番号 19/177 頁）

4. 意見募集（パブリックコメント）の結果について

【論点】

- ・平成 26 年 10 月 24 日から 11 月 6 日まで意見募集を行ったところ、1 者 1 件の意見が寄せられた。

【対応】

事業評価の際に必要な実施状況調査の方法及び調査項目について、具体的な内容を追記した。

（資料 4 - 2 実施要項（案） 通し番号 14～15/177 頁）

以 上